

保護者様

駒沢学園女子中学・高等学校

校長 土屋 登美恵

新型コロナウイルス感染症 受診報告書

医師の診察により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の基準により、他の生徒への感染防止のため出席停止とします。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は発症日から「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とされています。つきましては、**保護者様が記入し、学校に提出してください。**この提出をもって出席停止扱いとします。

生徒氏名 : 中学・高校 年 組 番

停止期間 : 月 日 () ~ 月 日 () まで

発症日 令和 年 月 日

受診日 令和 年 月 日

医療機関名

下記の表に体温を記入してください

発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

上記の通り、新型コロナウイルス感染症に罹患しましたが、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過しましたので登校します。

年 月 日

保護者氏名

印

令和 5 年 5 月 8 日 改訂

「学校保健安全施行規則」による 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

【出席停止期間】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※「～後〇日」とある時は、そのことが起こった日は含まず、翌日を1日として数えます。

※「発症」とは、症状が現れたことを指します。

※無症状の場合には検査結果をした日を0日と数えます。

例	発症した日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 <u>1日目に</u> 軽快した場合		 軽快					 登校可能	
発症後 <u>2日目に</u> 軽快した場合			 軽快				 登校可能	
発症後 <u>3日目に</u> 軽快した場合				 軽快			 登校可能	
発症後 <u>4日目に</u> 軽快した場合					 軽快		 登校可能	
発症後 <u>5日目に</u> 軽快した場合						 軽快	 登校可能	 登校可能